

平成19年度 行政視察報告書（建設常任委員会）

- 1 出張議員 飛内賢司、柴田峯生、山本留義
堺孝悦、川端一義、東健而
松野裕而、福永忠雄、赤松功
野呂泰喜、柏谷均、坪田智十司
中村正志
- 2 用務 (1) 市・区政一般について
(2) 都市計画行政について
(3) 水道行政について
- 3 用務地 東京都葛飾区、埼玉県春日部市
- 4 出張期間 平成19年5月23日（水）から5月25日（金）まで
（2泊3日）

5 出張概要

(1) 東京都葛飾区（人口441,265人、世帯数 206,759世帯、面積 34.84km²）

(ア) 産業別就業人口

- 1) 第1次産業 449人（0.2%）
2) 第2次産業 52,862人（24.6%）
3) 第3次産業 155,214人（72.2%）
4) 分類不能 6,519人（3.0%）

(イ) 平成19年度当初予算

- 1) 一般会計 145,380,000千円（うち議会費 530,207千円）
2) 特別会計 103,167,200千円（国民健康保険事業特別会計ほか4会計）
3) 企業会計 なし

(ウ) 議会関係について

- 1) 議員定数 法定上限数 46人 条例定数 40人 現員数 40人
2) 議員報酬 議長 918,000円 副議長 770,000円
議員 618,000円
3) 党派別議員数 自由民主党 16人 公明党 11人
日本共産党 5人 民主党 4人 無所属 4人
4) 行政視察旅費 常任委員会（1人年額） 100,000円

- 議会運営委員会（1人年額） 100,000円
- 5) 費用弁償 本会議・委員会に出席した場合に日額3,000円を支給
（車賃なし）
- 6) 政務調査費 1人当たり年額180,000円（会派に支給）
一人会派も含み各四半期毎に最初の月に交付

(I) 都市計画行政について

1) 水辺公園の整備について

西水元水辺の公園

この公園は「水辺にふれあう中川の新名所づくり」をテーマに、中川の自然景観や地理的特性を活かし、世代間の交流が図れ、楽しむことのできる西水元地区の基幹公園として整備している。また、国土交通省による親水性護岸整備にあわせて区が公園整備を行い、水と緑に囲まれた安らぎの空間を創出したものである。

整備面積は約3ヘクタールで、その特徴は大きく二つに分かれている。一つは、下流部に整備されたワンドで護岸を湾曲させることにより生み出される水辺空間で、生物の生息の場、人と川のふれあいの場として、国土交通省により平成15年度から16年度にかけて工事が行われた。

もう一つは、上流部に一般的な公園として整備するゾーンで、交流広場、多目的運動場、休憩施設、トイレ等を整備した。この工事は、区が平成17年度に敷地造成工事を、18年度に公園整備工事を行った。

また、平成14年度には国土交通省が実施している「水辺の楽校プロジェクト」にも登録し、この公園を地域の身近な環境学習の場、自然体験の場として活用を図っていくとしている。

事業費、財源及び維持管理費・維持管理作業内容

総事業費	1,103,235,080円
内訳) 委託料	46,702,000円
工事請負費	224,700,000円
土地購入費	831,833,080円
都市公園等統合補助金	15,000,000円
年間維持管理費	11,000,000円（m ² 当たり350円）
維持管理作業内容	ゴミ清掃、芝刈り、除草、ワンド清掃、 トイレ清掃

周辺住民からの要望

葛飾区では、公園の新設や全面的な改良を行う場合は、住民参加型の検討会（ワークショップ）を開催して住民との意見交換を行い、合意形成のうえ工事を行っている。

住民意見としては、当該地が公園となる以前から利用者管理による少年野球やソフトボールなどの球技を行っており、公園整備に当たりこれらの球技のスペース確保が求められ、多目的運動場を設置した経緯がある。

公園を安心して安全に利用できるように樹木の密植は避けるようにとの要望が強くあったため、樹木の配置に留意した。

公園の利用状況

多目的運動場の土、日曜日の利用希望が多く見込まれたため、団体利用者の調整を図る住民組織による管理運営組織を立ち上げ、平日の利用は自由としている。

当該公園は中川の堤外地にあり、河川沿いを散策する人達の休息場所となっている。

公園に駐車場を整備しない理由

当該公園の規模は、都市公園法に定める近隣公園クラスであり、同公園の利用対象者は誘致距離半径500m範囲内の居住者として計画している。徒歩での利用を原則としていることから、一般利用者の駐車場は設けていない。

多目的運動場利用者の荷物運搬用に6台の駐車スペースは確保してある。

(2) 埼玉県春日部市（人口241,754人、世帯数 94,971世帯、面積 65.98km²）

(ア) 産業別就業人口

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1) 第1次産業 | 493人 | (0.5%) |
| 2) 第2次産業 | 25,193人 | (24.2%) |
| 3) 第3次産業 | 75,412人 | (72.6%) |
| 4) 分類不能 | 2,786人 | (2.7%) |

(イ) 平成19年度当初予算

- | | | |
|---------|--------------|-------------------|
| 1) 一般会計 | 58,230,000千円 | (うち議会費 432,407千円) |
| 2) 特別会計 | 53,627,840千円 | (国民健康保険特別会計ほか6会計) |
| 3) 企業会計 | 12,415,954千円 | (水道事業会計ほか1会計) |

(ウ) 議会関係について

- 1) 議員定数 法定上限数 38人 条例定数 36人 現員数 35人
- 2) 議員報酬 議長 538,000円 副議長 479,000円
議員 451,000円
- 3) 党派別議員数 公明党 6人 日本共産党 5人 民主党 1人
社会民主党 1人 無所属 27人
- 4) 行政視察旅費 常任委員会(1人年額) 120,000円
議会運営委員会(1人年額) 120,000円
- 5) 費用弁償 本会議・委員会に出席した場合に日額3,000円を支給
(車賃なし)
- 6) 政務調査費 1人当たり月額16,500円(会派に支給)
一人会派も含み4月に1年分を一括交付

(I) 水道行政について

1) 浄水場の浄水発生土の販売等について

埼玉県的水道事業について

埼玉県では、増加する水需要に対応するため、また地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下を防止するため、県が川の水を浄化して水道用水を作り市町村等に供給する事業を行っている。

市町村では、県から送られた水と独自に確保した水をブレンドして各家庭や事業所に水道水として送っている。したがって、県営水道は「水の製造・卸問屋」としての役割を果たしており、現在では、39市36町3村に水を送っている。

県の水道水は、主に利根川と荒川の水から作られているが、川の水を自由に取るには水権利が必要で、その権利を得るためにダムなどを建設し川の水の調節を図り、下流の浄水場で安定した水を取ることができるようになっている。

庄和浄水場の施設概要について

昭和40年以降から経済の高度成長に伴い、人口の増加や工場の立地、生活水準の向上等により、水の需要が増大した。この水需要の増大によって、地下水の過剰汲み上げに起因する地下水位の低下や地盤沈下現象が生じ、その対策が必要となったことから、昭和45年に当該浄水場の建設が開始され、昭和49年4月から一部給水を開始した。その後も水需要の増大に対応するため施設の拡張を行い、昭和53年3月に現在の施設能力である35万トンが完成し、全施設を使った給水を開始した。さらに、大久保浄水場、新三郷浄水場、行田浄水場及び

吉見浄水場との連絡も可能となり、五つの浄水場による総合的な水運用を行っている。

浄水発生土について

河川水を浄水場で飲み水にする過程で発生する泥で、この泥を機械で濃縮、脱水、粉碎、ふるいわけをしてできたものである。

その特徴としては、通気性が良い、水はけが良い、窒素分が多いなど、培養土の原料及び園芸農家などの鉢花の育苗用土の一部として、さらには陸上競技場、野球グラウンド、テニスコート等の用土としても利用されている。

なお、庄和浄水場では1トン当たり100円で直接譲渡している。